

(別紙2)

電気用品安全法に関する解釈について

電力安全課

商品名等 (電気用品名等)	ゲーム機器用電源	日付 平成14年10月15日
<p>1 内容</p> <p>用途、機能、性能 ゲームセンターに設置される遊戯機器用の電源BOXで、遊戯機器の裏側に工業者が設置(固定)する。</p> <p>構造、仕様、意匠 1次 AC100V 2次 AC24V、180VA 入力はプラグ付き電源コード、出力はリセプタクル付きコード</p> <p>主な使用者、販売先 ゲームセンター</p>		
<p>2 解釈</p> <p>内容 特定電気用品の「その他の家庭機器用変圧器」として取り扱う。</p> <p>理由 当該機器は政令で定める小形単相変圧器に該当し、小形単相変圧器のうち、用途が特定されないものは「その他の家庭機器用変圧器」として取り扱う。 なお、電子機器のみに使用するものは電子応用機械器具用変圧器として取り扱う。</p>		